

入間市都市計画 マスタープラン

改定版概要

平成31年3月 入間市



都市計画マスタープランとは

1 都市計画マスタープランとは

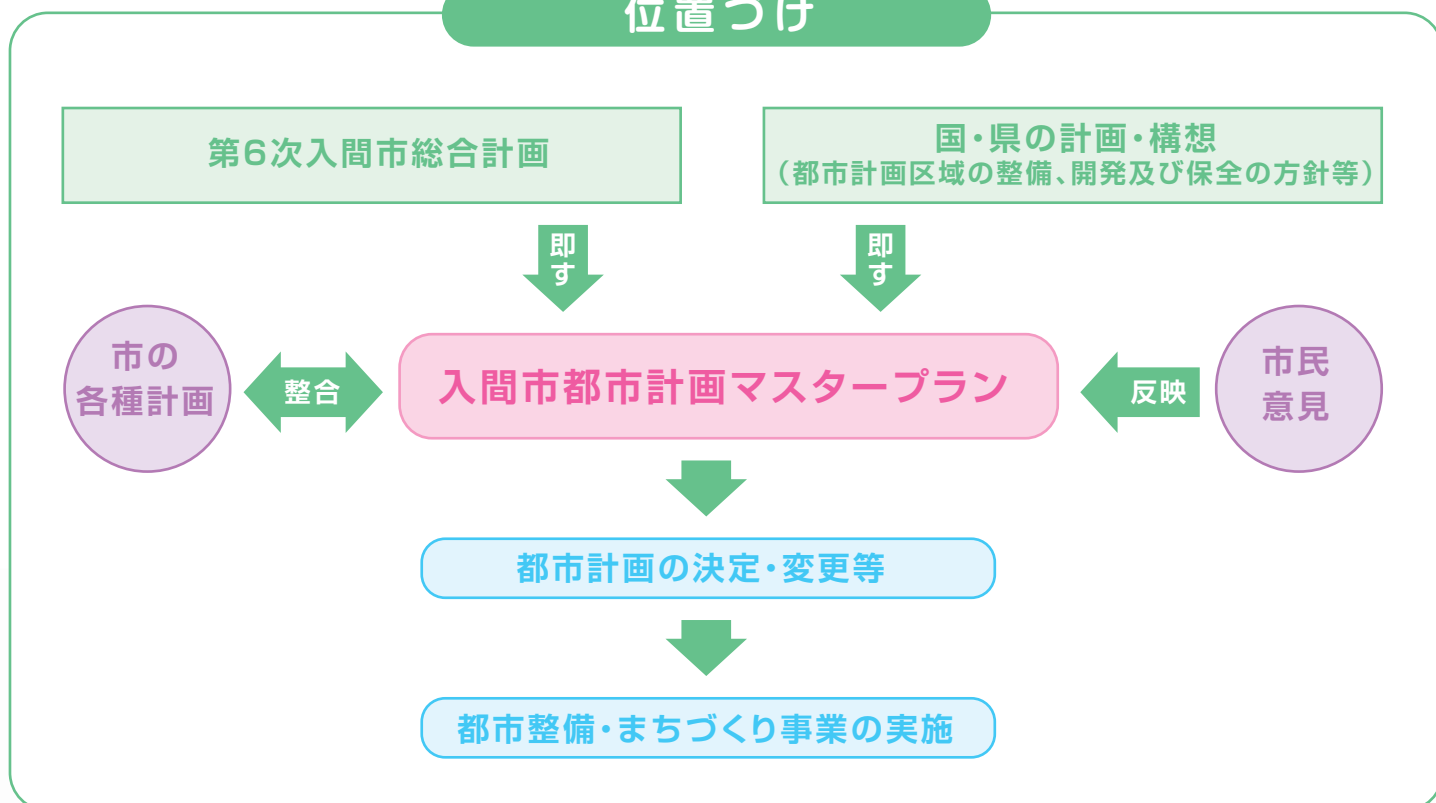
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針で、市民の意見を反映させながら、地域独自の自然、歴史、生活、文化、産業等の特性を踏まえて、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方針などを長期的な視点に立って示したものです。

2 位置づけ

都市計画マスタープランは、国・県の計画や第6次入間市総合計画に即すとともに、本市の各種計画と整合を図りつつ、本市の特性や市民の意見を反映させながら策定するものです。本市が、これから進めるまちづくりの計画（都市計画の決定・変更や各分野の個別計画など）は、全体構想（まちづくりの目標、分野別まちづくりの方針）と地域別構想（地域別まちづくりの方針）による長期的な視点に立って計画をするとともに、各々のまちづくり事業（道路・公園等の整備など）は、その計画に沿って進めていきます。

また、市民や事業者が自ら、まちについて考え、理解を深め、まちづくりへの協力・参加により、市民・事業者・行政の協働のもと、「住んでよかった、住み続けたい」と感じられるまちを創造していく役割も持つものです。

位置づけ



3 改定にあたって

1 改定の背景と目的

平成13年3月に入間市都市計画マスタープランを策定し、その後、「第5次入間市総合振興計画・後期基本計画」との整合を図るため、平成24年3月に見直しを行いました。

当初の都市計画マスタープランの策定から17年以上が経過し、人口減少、少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会情勢の変化とともに、新たな時代に対応するまちづくりが求められています。また、日本各地で起きている災害などにより、地域のコミュニティの重要性や防災などへの関心が高まっています。

本市においては、都市基盤整備の進捗および公共施設・商業施設の整備による土地利用の変化等が生じています。

また、上位計画である「第6次入間市総合計画」が平成29年4月にスタートしました。

これらのことから、この間の社会経済状況の変化や本市の土地利用の変化に対応したまちづくりの方針に改め、「第6次入間市総合計画」に即した都市計画マスタープランとするため改定を行うものです。

2 改定の方法

平成24年3月に改定された都市計画マスタープランは、市民意識調査(アンケート調査)や懇談会等から得られた多くの市民の意向を反映して改定されたものであり、また改定後の市のまちづくりも同プランに基づき実施されてきました。このため、今回の改定に際しては当初策定の都市計画マスタープランの継続性も考慮し、その考え方を基本的に継承することとします。

そのうえで、社会経済状況の変化、市の施策の進捗状況・土地利用状況・人口動向、市民のまちづくりに対する意向等を総合的に勘案し、まちづくりの目標や方針について改定が必要とされる事項を抽出し、部分的な改定を行うこととしました。

4 計画期間

改定後の都市計画マスタープランの計画期間は、おおむね20年先(2038年)を見通した計画とします。

ただし、上位計画である「第6次入間市総合計画」は2026年が最終年度となることから、計画の目標年次を10年後の「2028年」としますが、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化に応じて、適切に計画を見直します。

5 将来人口 (想定人口フレーム)

本市の人口は、昭和45年から平成2年にかけては、首都圏の近郊住宅地として数多くの宅地開発が行われた影響で、非常に高い人口増加率となりました。その後、緩やかな人口増加が続き、現在はほぼ横ばい状態です。しかしながら、今後人口は徐々に減少していくと見込んでいます。

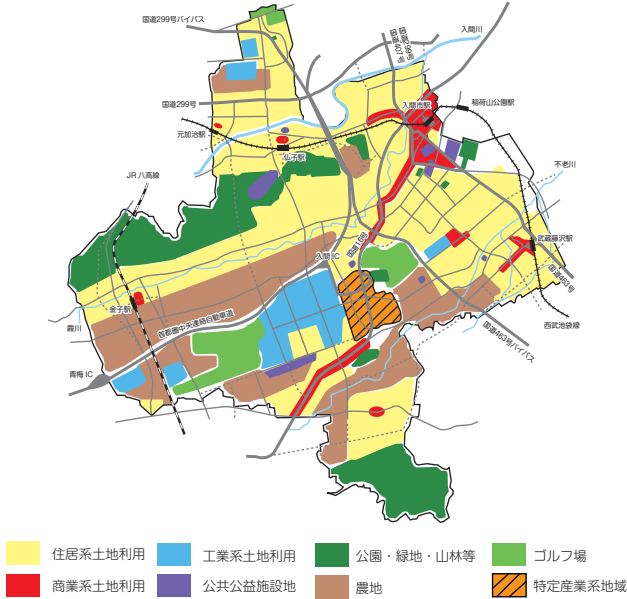
そこで、都市計画マスタープランの将来人口は、「入間市人口ビジョン」の人口シミュレーションに示されている推計人口を用いて、10年後(2028年)を約138,500人、20年後(2038年)を約123,600人とし、まちづくりを進めます。

また、併せて少子高齢社会等の人口構造の変化にも配慮します。

分野別まちづくりの方針（全体構想）

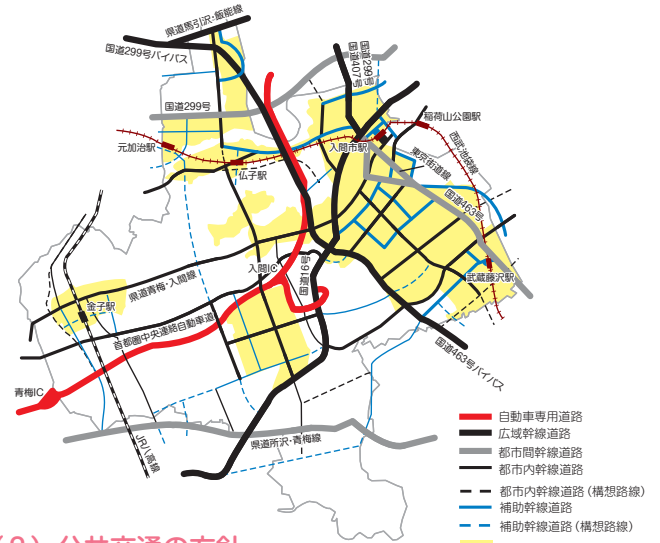
土地利用の方針

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 自然資源との共生による土地利用の推進



道路・公共交通の方針

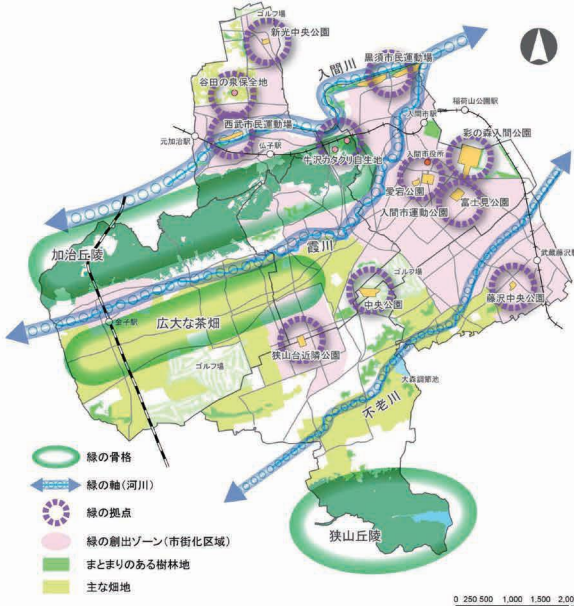
- (1) 道路の方針
 - 1) 道路網計画の基本方針
 - 2) 道路整備の方針



- (2) 公共交通の方針
 - 1) 公共交通網の整備方策の検討
 - 2) 公共交通機関の充実
 - 3) 駅および駅周辺の整備

公園・緑地の方針

- (1) 公園・緑地の配置方針
- (2) 公園・緑地のネットワークの形成方針



河川・下水道の方針

- (1) 河川の方針
 - 1) 治水・雨水対策の推進
 - 2) 環境に配慮した河川空間の創出
- (2) 下水道の方針
 - 1) 事業計画区域内の整備推進
 - 2) 既存施設の維持管理の推進
 - 3) 啓発活動の推進

福祉のまちづくりの方針

- (1) 身近な相談窓口の充実
- (2) 児童福祉の充実
- (3) 健康づくり施設の充実
- (4) 都市施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化

都市防災・防犯のまちづくりの方針

- (1) 都市防災の方針
 - 1) 避難場所・避難路の確保
 - 2) 不燃化・耐震化の促進
 - 3) 都市型水害対策の推進
 - 4) 計画的な市街地整備
 - 5) ライフラインの強化
 - 6) 自主防災活動の育成・充実
 - 7) 空き家・空き地対策の推進
- (2) 防犯のまちづくりの方針
 - 1) 防犯に配慮した都市施設の整備と管理
 - 2) 整ったまち並み形成の推進
 - 3) 地域防犯活動と連携したまちづくりの推進

自然環境・都市景観の形成方針

- (1) 自然環境の保全等の方針
 - 1) 丘陵地の保全と活用
 - 2) 自然生態系の保全
 - 3) 身近な緑の保全
 - 4) 水の循環の確保
 - 5) 低炭素社会の実現に向けた取り組み
- (2) 都市景観の形成方針
 - 1) 良好な都市景観の形成
 - 2) 既成市街地の景観の改善
 - 3) 風致景観の保全・活用

地域別まちづくりの方針（地域別構想）

豊岡地域の将来目標『質の高い都市景観を有したまちの顔づくり』

地域のまちづくりの方針

- 都市基盤の整備 ●駅前空間の整備と利用の研究 ●居住地景観の充実 ●歩行者空間の整備・充実

地域整備方針

土地利用

まちの顔として、人々が活動しやすい機能の充足が必要とされるため、中心拠点（商業・業務）機能の充実や多様な機能の導入が図れるような土地利用を推進します。

道路

幹線道路の整備により交通渋滞の解消を図り、さらに地域の生活に密着した生活道路等の拡幅整備により、利便性や機能性、防災性を高めます。

また、歩道幅員を確保し、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を推進するとともに、住宅地内への不要な自動車の進入抑制を図ります。

公園・緑地

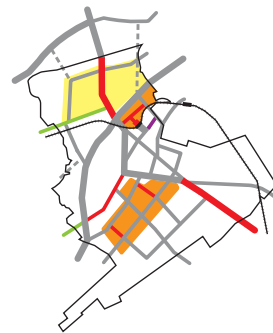
人口規模に対応した公園・緑地の充実のために、土地区画整理事業などにより、計画的な公園・緑地の配置・整備を行います。

また、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進するとともに、河川や地域の公園を活用して水と緑のネットワークの形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



東金子地域の将来目標『自然に包まれた快適居住空間の維持・創造』

地域のまちづくりの方針

- 里山の自然の保全と活用 ●良好な居住環境の維持・創造 ●緑のネットワーク形成 ●地域間のアクセス性の向上

地域整備方針

土地利用

自然資源と居住環境が共生し、地域の特性を十分に活かした、緑に囲まれた居住地としての土地利用を図ります。

また、加治丘陵や茶畑の保全を図ることで、緑の拠点を形成するとともに、景観にも配慮した土地利用を推進します。

道路

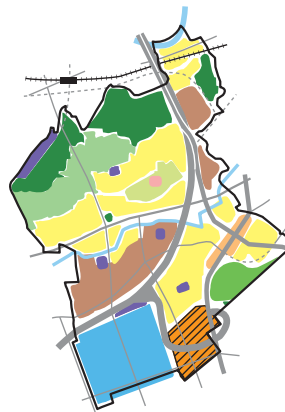
中心地域や他地域との連絡性の強化が図れるような道路整備を推進します。

また、利便性や機能性、防災性の向上のために、生活道路の整備、狭い生活道路の解消、歩行者空間の整備を図ります。

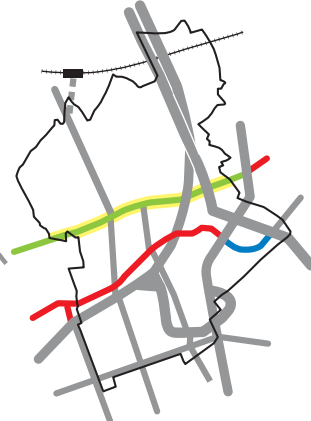
公園・緑地

加治丘陵の保全のほか、都市公園の整備、公共公益施設等の緑化、霞川の整備などによる緑のネットワークの形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



金子地域の将来目標『自然と共生する快適居住空間の創造』

地域のまちづくりの方針

- 里山の自然の保全と活用 ●良好な居住環境の形成 ●緑のネットワーク形成 ●地域間のアクセス性の向上

地域整備方針

土地利用

自然資源と居住環境が共生し、地域の特性を十分に活かした、主に緑に囲まれた居住地としての土地利用を図ります。

また、加治丘陵や茶畑の保全を図ることで、緑の拠点を形成するとともに、景観にも配慮した土地利用を推進します。

道路

中心地域や他地域との連絡性の強化が図れるような道路整備を推進します。

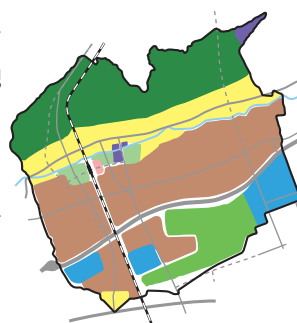
また、利便性や機能性、防災性の向上のために、生活道路の整備、狭い生活道路の解消、歩行者空間の整備を図ります。

公園・緑地

主に加治丘陵を保全するとともに、市民の憩いの場として整備を図ります。

また、都市公園の整備、公共公益施設等の緑化、霞川の整備などによる緑のネットワークの形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



宮寺・二本木地域の将来目標『産業と生活の場・自然資源が共存する機能的なまちの形成』

地域のまちづくりの方針

- 産業基盤の整備 ●生活利便性の向上 ●都市間・地域間のアクセス性の向上 ●自然資源の保全と活用

地域整備方針

土地利用

新しく都市化の進む地区と旧来から続く集落的住宅地とのメリハリのある土地利用区分を図ることで、地域の特性に応じた住環境等の形成を推進します。

また、圏央道入間インターチェンジや国道16号を有効活用し、中心拠点(工業)となるような土地利用を推進します。

さらに、狭山丘陵の保全・活用により、緑の拠点となるような土地利用も推進します。

道路

利便性や機能性、防災性の向上を図ることを目的として、中心地域や他地域との連絡性の強化を図れるような道路整備を推進していきます。

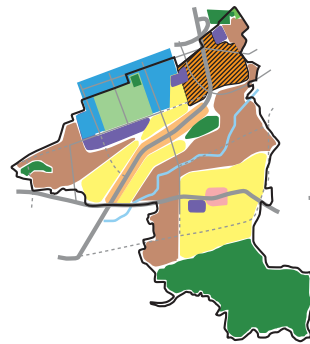
また、居住環境の向上のために生活道路や歩行者空間の整備・充実を図ります。

公園・緑地

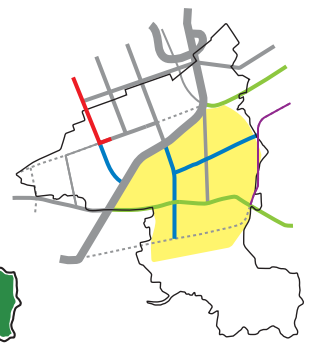
狭山丘陵のさらなる保全・活用と地域の中心となる広場の整備を推進します。

また、それらの広場と、公共施設、不老川を結んだ緑の軸の形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



藤沢地域の将来目標『安全性の高い快適な居住環境の形成』

地域のまちづくりの方針

- 商業・業務機能の立地誘導と快適な住環境の形成 ●防災性の維持・向上 ●緑の保全と創出 ●歩行者空間の整備・充実

地域整備方針

土地利用

主に良好な住宅地の形成を図りますが、市内における新たな拠点にふさわしい土地利用を推進するとともに、まち並み形成にも配慮していきます。

道路

利便性や機能性、防災性の向上のため、生活道路の拡幅整備を図ります。

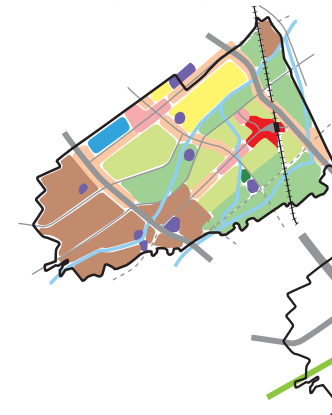
また、幹線道路、武蔵藤沢駅へのアクセス性の向上、歩行者空間の整備・充実を図り、ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を推進します。

さらに、住宅地内では、歩行者への安全性に配慮します。

公園・緑地

人口規模に応じた公園・緑地を配置・整備します。また、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進するとともに、河川や地域の公園により、緑のネットワークの形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



西武地域の将来目標『安全性と利便性に優れた生活基盤の形成』

地域のまちづくりの方針

- 地域間のアクセス性の向上 ●防災性の向上 ●良好な居住環境の維持 ●自然資源の活用による生活の質の向上

地域整備方針

土地利用

仏子、元加治駅周辺の生活拠点機能の充実による地域利便性の向上を図ります。

また、生活基盤の整備により良好な居住環境を創出し、優れた住宅地域となるような土地利用を推進します。

道路

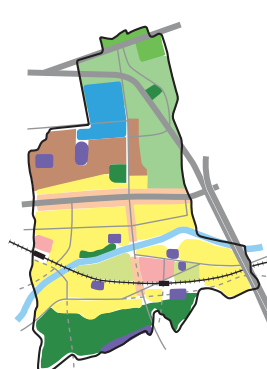
生活道路の整備による居住環境と利便性や機能性、防災性の向上を図ります。また、他の地域との連絡性の強化・充実を図るため、都市内幹線道路の整備を推進します。

公園・緑地

緑の骨格である入間川の有効活用を中心に、計画的な公園・緑地の配置・整備を進めるとともに、道路をはじめとする公共施設などの緑化を推進します。

さらに、入間川、公園・緑地、公共施設等を結んだ緑のネットワークの形成を図ります。

土地利用方針図



道路整備方針図



計画の推進に向けて

都市計画マスタープランに掲げるまちづくりのビジョンや目標を実現するためには、市民、事業者、行政が信頼関係のもとに、それぞれが果たす役割を認識し、都市計画マスタープランやまちづくりに関する情報を共有しながら、対等な立場で連携・協力するまちづくりが求められています。

1 協働によるまちづくり

●市民の役割

市民一人ひとりが、まちづくりに関心を持って理解し合い、まちに対する誇りと親しみを共有することが大切です。

さらに、将来のまちや地域について考え、話し合うとともに、自らのまちを良くしようと自主的に取り組むなど、まちづくりへ積極的に参加することが望まれます。

●事業者の役割

事業者は、企業活動による周辺地域への影響や、人々の雇用確保の場、まちの活力の源となるなど、まちづくりに対する大きな影響力を持っています。

そのため、事業者も市民の一人として、まちづくりに対する理解を深め、行政との連携、地域住民との協力のもとに、魅力あるまちづくりに向け、社会的に貢献する役割を果たしていくことが求められます。

●行政の役割

行政は、まちづくり計画の策定、推進主体としての役割を担うとともに、まちづくりへの市民・事業者の参加を積極的に求め、市民の意見を計画へ反映させます。

また、まちづくりに対する啓発活動の推進やまちづくりに関する情報公開・情報共有を図り、市民がまちづくりへ参加する際の体制を整備し、参加機会を増やすなど、市民参加型まちづくり推進体制の充実を図ります。

さらに、まちづくりに関する市民活動を積極的に支援していきます。

2 まちづくり推進体制の充実

●情報発信・活動支援体制の充実

まちづくりに関する情報を広報紙やインターネット等を通じ広く発信することにより、理解、関心を深めることに努めます。

また、意欲的にまちづくりに取り組む活動団体等に対し、さまざまなまちづくり手法の案内や出前講座の実施、専門家の派遣など活動支援体制を充実させるとともに、団体どうしの交流の機会を設けるなどの支援についても検討します。

●庁内組織の連携および職員の育成

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを総合的に推進するためには、関連計画との整合性が求められることから、庁内組織のさらなる連携を図ります。

また、市民主体のまちづくりを支援するために、専門的知識を有する職員の育成に努めます。

●関係機関との連携強化

国、県、周辺市町との連携を図ります。

また、国、県が主体となる事業の早期実現を促すとともに、市のまちづくりへの協力をはたらきかけていきます。

3 都市計画マスタープランの運用・進捗管理

●都市計画マスタープランに基づいた諸制度の運用

都市計画マスタープランに基づき、各地域の将来目標や実情に即した区域区分や用途地域等の見直し、地区計画の設定など、さまざまな都市計画制度の運用を図ります。

また、都市景観の規制・誘導など、その他の制度の効果的な運用も適宜検討します。

●ハードとソフトが連携したまちづくりへの取り組み

都市計画マスタープランは道路などの基盤整備（ハード）を中心としたまちづくりの方針ですが、人口減少、少子高齢社会においては市民活動や都市計画以外の各種施策・計画などのソフト面にも焦点を当てる必要があります。ハードとソフトが連携し、「住んでよかった」と実感できるようなまちづくりを推進します。

●具体的な事業計画の検討

市の財政状況や緊急性の高さなどから、事業の優先順位、実施時期等を決定し、計画的な整備を推進します。

●都市計画マスタープランの進捗管理と見直し

都市計画マスタープランに基づく事業の進捗状況や市民意識調査による効果の検証などにより、達成状況について評価・検証を行い、PDCA サイクルにより、本市のまちづくりのビジョンや目標の実現を目指します。

また、社会経済状況の変化や関係計画・制度の見直しなどにより、必要が生じた場合は都市計画マスタープランの見直しを行います。